

寒川町告示第114号

寒川町下水道条例（昭和58年寒川町条例第12号）第6条の3第3項の規定に基づき、次のとおり指定工事店として指定したので、告示する。

令和2年10月22日

寒川町長 木 村 俊 雄

指定番号	営業所の所在地	商号又は名称	代表者氏名	指定年月日
第383号	秦野市新町9-25	(株) 吉野屋ビル	梶山 裕一	令和2年10月22日